

## 第4部 発災後の応急対策



# 第1章 災害対策本部活動の実施

## 第1節 災害対策活動の実施体制の確保

【主担当部：総務部、関係各部】

### 第1項 活動方針

- 市災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、市災対本部の配備体制を強化し、災害対策活動にあたる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
災害発生時の情報収集	総務部、関係各部	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害応急対策実施方針の決定	総務部、関係各部	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
応援要請の実施	総務部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害派遣要請等の実施	総務部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害応急対策活動の実施	関係各部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害応急対策活動体制の強化	総務部、関係各部	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 災害発生時の情報収集

##### (1) 町内会等からの情報収集

暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに町内会等から情報収集を行う。

なお、被災町内会等において災害情報の収集に支障が生じている場合には、担当地区指定員を被災町内会等に派遣する等により、災害情報の収集に努める。

##### (2) 管轄部による情報収集

公共施設等の被災状況については、各管轄部においてとりまとめ、総務部へ報告する。

(3) 関係機関からの連絡員受入及び情報共有

総務部は、必要に応じ、国土交通省、鳥羽警察署、鳥羽海上保安部、自衛隊等防災関係機関からの連絡員（リエゾン）の派遣を受け、市災対本部及び各防災関係機関との情報共有を図る。

2 災害応急対策実施方針の決定

(1) 災害情報の共有・分析

収集した災害情報は、速やかに市災対本部内及び防災関係機関との間で共有を図る。

また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院及び搬送手段等の確保、孤立地域や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。

(2) 災害応急対策実施方針案の作成

災害情報の分析結果から、自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、病院への搬送手段の調整、DMA T派遣要請、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部署は災害応急対策実施方針案を作成し、総務部は、各方針案の総合調整を行う。

(3) 災害応急対策実施方針の決定

総務部は、災害対策連絡会議において、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策実施方針を決定する。

(4) 災害応急対策実施方針の伝達

決定した災害応急対策実施方針は、各部長を通じ、各部署員に対し指示・伝達を行う。

3 応援要請の実施

総務部は、「第4部 第1章 第5節 受援体制の整備」(P4-24) に準じて応援を要請する。

4 災害派遣要請等の実施

災害応急対策実施方針において、自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請を行うことを決定した場合、総務部は「第4部 第1章 第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保」(P4-12) に基づき、要請を行う。

5 災害応急対策活動の実施

災害応急対策実施方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部署は「第4部 発災後の応急対策」に基づき、必要な対策を実施する。

6 災害対策活動体制の増強

(1) 配備人員の増強

各部署は災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合、総務部に配備人員の増強を別表「職員応援要請調書」により要請する。

(2) 非常体制（第4配備）への移行

市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めたときは、市災対本部の配備体制を非常体制（第4配備）に切り替え、人員配置の増強を図る。

【別表】

## 職員応援要請調書

総務部長様

年 月 日  
部長

動員期間	月 日 ~ 月 日 ( 日間)		
勤務(従事)場所			
作業内容			
応援の職種		男	男 人
		女	女 人
携帯品			
集合時間、場所			
その他の参考事項			

## 第2節 通信機能の確保

【主担当部：総務部】

### 第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、多様な通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
通信手段の確保	総務部	【発災直後】 市災対本部設置後速やかに	・市通信設備設置機関 (避難所、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総務部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・市通信設備設置機関 (避難所、防災関係機関)

### 第3項 対策

#### ■計画関係者共通事項等

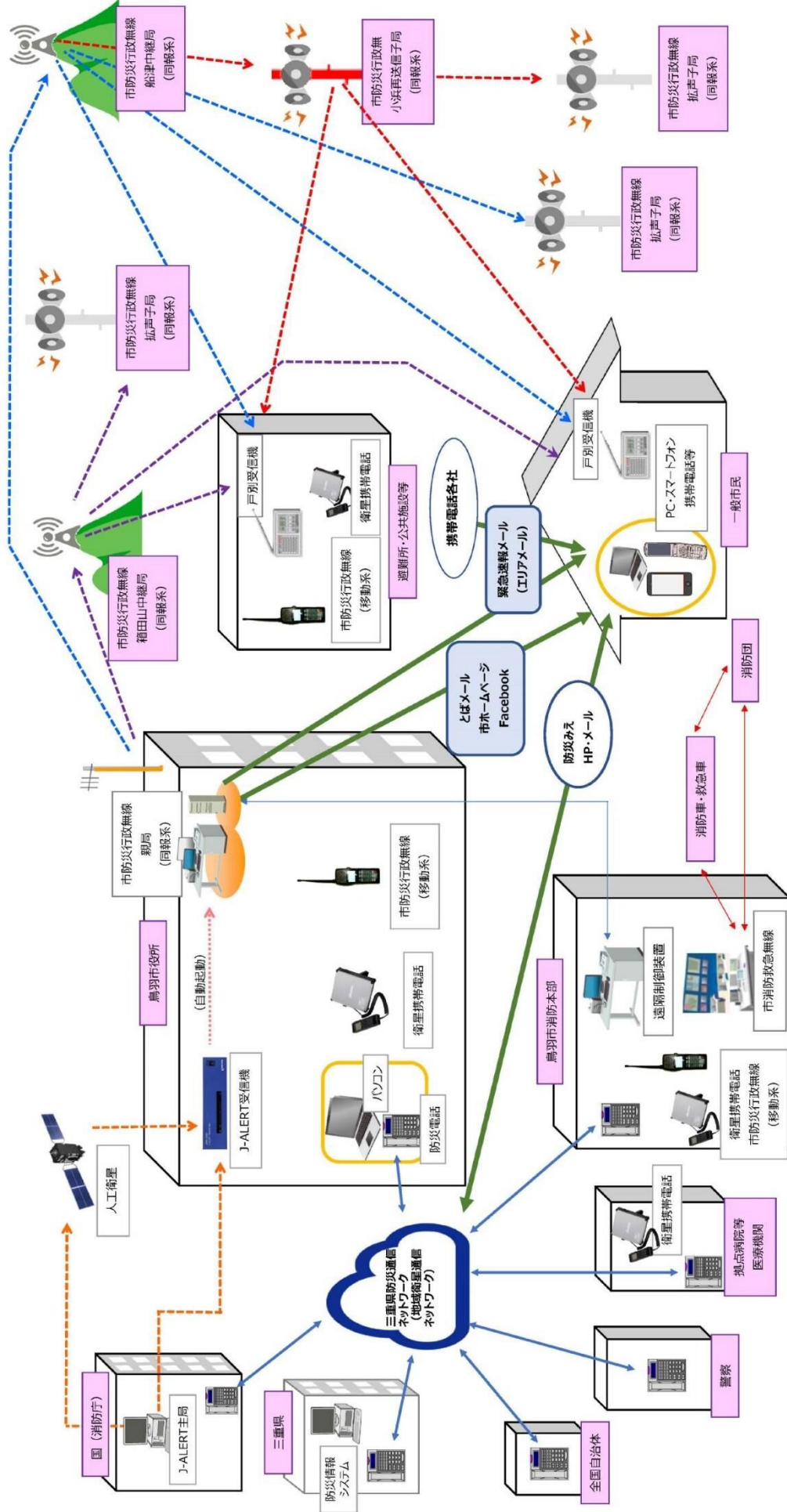
#### 1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取扱いが容易である。	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない恐れがある
全国瞬時警報システム(Jアラート)	地上系無線 衛星系無線 インターネット回線	・通信衛星と市防災行政無線(同報系)やとばメール等を利用し、緊急情報を市民へ瞬時に伝達するシステムである。	・地震に対し、相対的に弱い
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市、及び市と避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 ・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能である。	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

通信手段	種類	概要	課題
市防災行政無線 (同報系)	地上系無線	・市から市民へ戸別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。	・地震に対し、相対的に弱い
市防災行政無線 (移動系)	地上系無線	・市と地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。	・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能である。	・風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・県と市の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」HP、市民等に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。	・地震に対し、相対的にかなり弱い
市消防救急無線	地上系無線	・消防本部と消防団、消防車・救急車等との無線網である。	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である。	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
とばメール	インターネット回線	・市民に気象・地震・津波情報等を提供する登録型メール配信サービスである。	・地震に対し、相対的にかなり弱い
緊急速報メール (エリアメール)	インターネット回線	・災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに配信することが可能である。	・地震に対し、相対的にかなり弱い

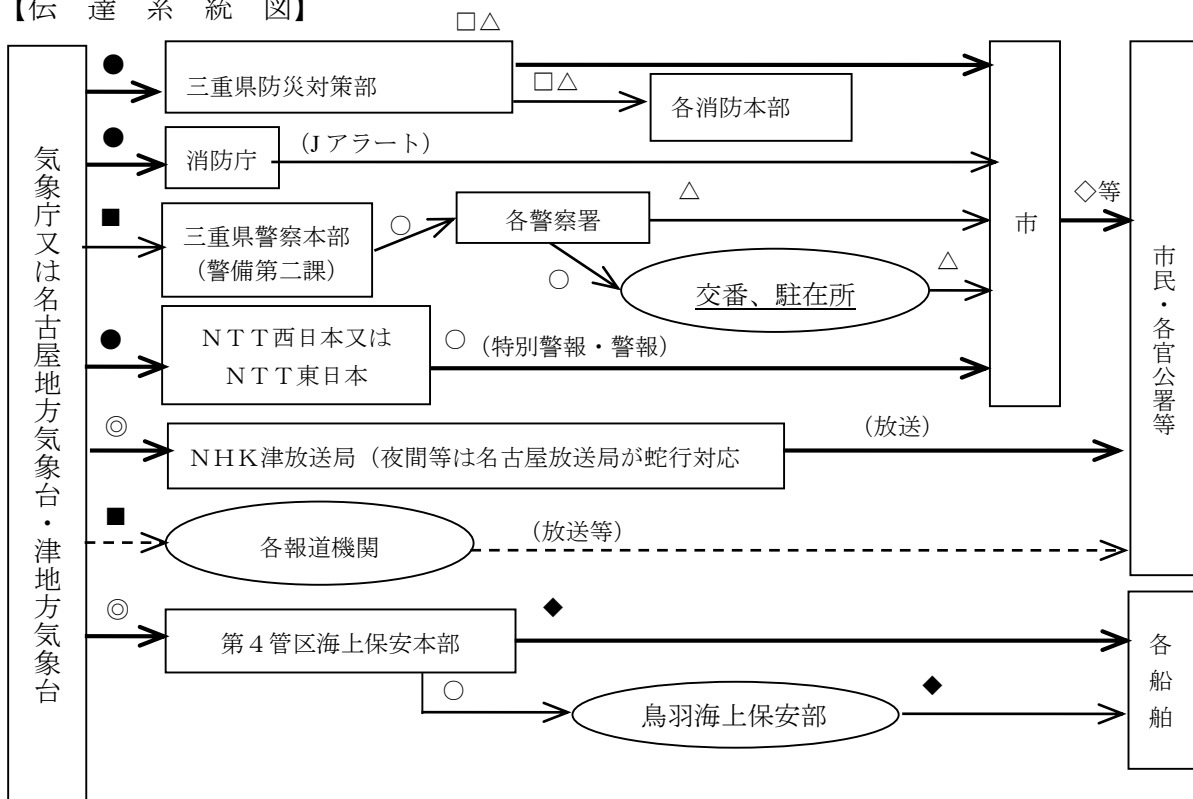
第4部 発災後の応急対策  
 第1章 災害対策本部活動の実施

本市の通信機能イメージ図





【伝達系統図】



凡例	
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
-->	気象業務法第13条等の法令による通知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入FAX
□△	三重県防災通信ネットワーク
◇等	市防災行政無線
◆	無線通報等

## ■市が実施する対策

---

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

### 1 通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

### 2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難情報等の重要な情報を市民に伝達するため、防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

---

### 〈固定通信事業者の実施する対策〉

#### 1 応急措置

##### (1) 各施設等に対する応急措置

##### ア 交換所

洪水、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

##### イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

(ア) 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

(イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

##### ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

#### 2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

##### (1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

##### ア 対策

(ア) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

(イ) テレビ・放送回線の救済

(ウ) 一定期間の滞在が見込まれる指定避難所（津波避難所）への特設公衆電話設置

## イ 復旧方法

- (ア) 移動無線機等の活用
- (イ) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- (ウ) 中継送路のマイクロ方式による救済
- (エ) 自家発電及び移動電源車の活用

### (2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

#### ア 対策

- (ア) 重要加入者及び重要専用線の救済
- (イ) 公衆電話の復旧
- (ウ) 孤立地域（村落）の通信途絶解消

#### イ 復旧方法

- (ア) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- (イ) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

### (3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

## 〈移動通信事業者の実施する対策〉

### 1 災害対策活動の実施

#### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

#### (2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を実施
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を実施

#### (3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、インターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- エ その他必要な事項

#### (4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

## 2 復旧計画

### (1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

### (2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

### (3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

## 3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

### 〈東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策〉

#### 1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

### 〈その他の防災関係機関の実施する対策〉

#### 1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「〈計画関係者共通事項等〉 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

#### 2 通信手段が確保できない場合の対応

##### (1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に係る行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災対本部への連絡員派遣

市災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

## 第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保

【担当部：総務部、消防部、企画財政部】

### 第1項 活動方針

○市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

### 第2項 主要対策項目

#### 1 市が実施する対策

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
状況把握及び応急対策方針の確立	総務部	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等)
派遣要請等	総務部	【発災3時間以内】 災对本部連絡会議での意思決定後速やかに	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等) ・応援要請(各部)
受入体制の整備	総務部 消防部	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員等)
経費の負担区分の協議	総務部 企画財政部	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員等)
撤収要請	総務部 消防部	【支援が不要な状況になった時点】 災对本部連絡会議での意思決定後速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員、各部等)

#### 2 防災関係機関が実施する対策

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
災害時の自主派遣	陸上自衛隊	【県の要請後、速やかに】	・被害状況、活動拠点等(県及び市)
災害派遣時の救援活動			
自衛官の権限			—
連絡員の派遣		【災害派遣活動開始以降】	・派遣場所(市)
支援活動等	鳥羽海上保安部	【県の要請後、速やかに】	・被害状況(市)
災害警備活動	鳥羽警察署	【発災即時】	・被害状況(交番・駐在所、消防、県・市)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

##### 1 状況把握及び応急対策方針の確立

###### (1) 災害発生時の初動体制の確立

災害発生とともに速やかに市災对本部を開設し、被害情報の収集活動を実施できるよう初動体制を確立する。この際、発生時間、規模等により初動対処要員及び本部長との連絡確保等について柔軟に対応することが重要である。

(2) 被害情報等の収集・整理

被害情報は、地区指定員、自主防災会、関係機関・団体等あらゆる組織、情報機器、システム、伝令等を駆使して収集する。

収集した情報を市災対本部各部の状況、被害（人員・建築物等）情報、関係機関等の状況等に区分し、時系列にまとめ、事後の対応が確実にとれるように整理する。

(3) 応急対策方針の確立

被害情報の内容、程度等を迅速・適切に分析・判断し、人命救助を第一優先に応急対策の方針を確立する。

2 派遣要請等

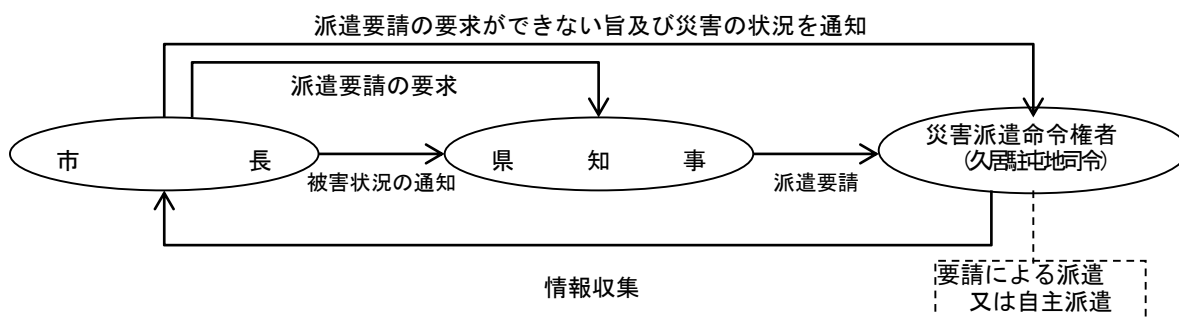
(1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求

自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、南勢志摩地域活性化局長を經由し、別紙1（P4-17）により、知事へ派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊久居駐屯地司令に通知することができる。

ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知しなければならない。に通知することができる。

ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊久居駐屯地司令に通知した旨を知事に通知しなければならない。



ア 災害派遣要請の基準（3原則）

(ア) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること

(イ) 緊急性

災害の状況から直ちに対処しなければならない差し迫った必要があること

(ウ) 非代替性

他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があること  
（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）

(2) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

災害応急対策のため、海上保安庁応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長を經由し、別紙3（P4-19）により、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、本部長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

#### ア 支援要請事項

- (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (イ) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (ウ) その他、市が行う災害応急対策の支援

### 3 受入体制の整備

#### (1) 自衛隊

自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 市民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

#### (2) 海上保安庁

鳥羽海上保安部からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 支援部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 市民の協力
- オ 支援部隊の誘導

### 4 経費の負担区分の協議

派遣部隊が活動に要した経費は、派遣部隊と県及び本市が事前に協議して負担区分を決める。

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は関係市町が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくこと

### 5 撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊久居駐屯地司令、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、別紙2（P4-18）、別紙4（P4-20）により、知事へ撤収要請を行う。



## ■防災関係機関が実施する対策

### 〈陸上自衛隊の実施する対策〉

#### 1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令または明野駐屯地司令等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

##### 《自主派遣の判断基準》

- (1) 災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

#### 2 災害派遣時の救援活動

「防衛省防災業務計画(30.6.29)」 第三 災害時における処置 8 災害派遣時に実施する救援活動

- (1) 被害状況の把握（車両・航空機等による情報収集）
- (2) 避難の援助（市民の誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

#### 3 自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官が、その場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 市民等を応急措置の業務に従事させること

#### 4 連絡員の派遣

災害発生時等、市と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、市災対本部に連絡員を派遣し、市災対本部との調整・連絡にあたらせる。

##### 〈海上保安庁の実施する対策〉

###### 1 海難等の救助活動

海上保安部は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

##### 〈鳥羽警察署の実施する対策〉

###### 1 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
- (2) 災害警備本部の設置
- (3) 警察災害派遣隊の派遣要請

###### 2 災害警備活動の実施

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由  
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)  
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 派遣を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

第4部 発災後の応急対策  
第1章 災害対策本部活動の実施

(別紙2) 撤収要請書 (知事あて)

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

(別紙3) 応急措置実施要請書 (知事あて)

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機  
関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由  
災害の状況 (特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)  
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
  - (1) 応急措置を希望する区域
  - (2) 応急措置を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙4) 撤収要請書 (知事あて)

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

## 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【担当部：総務部、企画財政部、関係各部】

### 第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
- 市民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
災害情報の収集	総務部、企画財政部、関係各部	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(関係各部、防災関係機関、町内会等)
災害情報の分析	総務部、企画財政部、関係各部	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(関係各部、防災関係機関等)
応急対策活動等の報告・伝達	総務部	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(関係各部、防災関係機関等)
市民への情報提供等	総務部	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(総務部情報班等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 災害情報の収集

##### (1) 災害発生情報の収集

洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種別、場所、規模及び人的被害の有無等について、関係各部等からの情報収集に努める。

人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡するものとする。

また、安否不明者及び行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市町から直接、消防庁へ連絡するものとする。

##### (2) 防災関係機関等の情報の活用

必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁等から被災地における被害情報等の収集を行う。

また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。

## 2 災害情報の分析

収集した災害情報は、速やかに各部との共有を図る。

また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、大規模な人的被害が発生しているまたは発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等の検討を行う。

## 3 応急対策活動等の報告・伝達

### (1) 県災対本部への報告

災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況、県への要望及び自衛隊派遣要請の必要性等を伊勢地方部を通じて県災対本部へ報告する。

### (2) 防災関係機関等への情報伝達

市の災害対策活動の実施に関する防災関係機関等に対し、災害情報や市の災害対策活動方針等についての情報共有を図る。

## 4 市民への情報提供等

### (1) 市民への情報提供

以下に掲げる市民に必要な情報については、防災行政無線、とばメール、市ホームページ等により情報提供を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く市民に必要な情報が伝わるよう努める。

また、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの的確な情報の提供に努める。

#### 【広報内容】

- ア 災害の発生状況
- イ 災害による被害の状況
- ウ 気象状況
- エ 災害対策本部に関する情報
- オ 救助・救出に関する情報
- カ 避難に関する情報
- キ 被災者の安否に関する情報
- ク 二次災害危険性に関する情報
- ケ 主要道路状況
- コ 公共交通機関の状況
- サ ライフラインの状況
- シ 医療機関及び救護所等の状況
- ス 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- セ 公共土木施設状況
- ソ 防疫・衛生に関する情報
- タ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- チ ボランティア及び支援に関する情報
- ツ 住宅に関する情報
- テ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（市長からの呼びかけ等を含む）



上記（前頁）の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2) 市民対応窓口の設置

市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、必要により市民対応窓口を設置する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

---

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた防災関係機関は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

■ 市民が実施する対策

---

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市や消防等防災関係機関に通報する。

## 第5節 受援体制の整備

【担当部：総務部・観光商工部・市民部】

### 第1項 活動方針

○ 県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、効果的な支援を展開する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況(各部、町内会等)
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	総務部 観光商工部 市民部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(各部・町内会等)
受援体制の構築・計画の整備	総務部 観光商工部 市民部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所(各部、町内会等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 各協定等に基づく応援要請

- (1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「鳥羽市災害時受援計画(令和3年3月)」並びに、三重県市町応援協定等の各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、主に県内市町からの支援により、災害応急対策に万全を期する。
- (2) 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

#### 2 連絡要員の受け入れ

- (1) 市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
- (2) 応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

#### 3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の状況についての的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

#### 4 受援体制の整備

- (1) 市は、応援要請をするに当たり、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
- (2) 要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。
- (3) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」  
2.2 協定書及び覚書一覧表(P102)を参照のこと。

#### 【参考】市外・県外で災害被害が発生した場合の市の応援対策

##### 1 各協定等に基づく応援要請の受理

三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

上記以外に基づく応援を行う場合は協定での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

##### 2 連絡要員の派遣

- (1) 市は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。
- (2) 連絡要員は、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

##### 3 応援内容の検討及び市町間の調整

- (1) 応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。
- (2) 応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

##### 4 応援体制の構築

- (1) 応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。
- (2) 応援要員の健康管理に十分留意するとともに、被災市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。
- (3) 応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

## 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の 応急対策

### 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【担当部：建設部】

#### 第1項 活動方針

- 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる防災施設や病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
通行規制の実施	建設部	【発災のおそれがある場合】 雨量規制等規制値を超え次第	・雨量情報、河川水位情報等(津地方気象台、河川管理者等)
道路交通情報・被害情報の収集	建設部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	建設部	【発災6時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
緊急輸送道路の確保	建設部	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 通行規制の実施

###### (1) 通行規制区間における通行規制の実施

市管理道路について、異常気象等により被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む規制区間において、あらかじめ定める規制基準を超過した場合には、道路管理者は速やかに通行規制を行う。

###### (2) 通行規制区間外での通行規制の実施

市管理道路について、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じて規制区間に準じた通行規制を実施する。

##### 2 道路交通情報・被害情報の収集

###### (1) パトロール等による道路情報の収集

パトロール等から道路関係の情報を収集する。

(2) 県や市、市民等からの道路情報等の収集

市内の道路の被害状況の収集にあたっては、市管理道路の情報以外に、国や県が管理する道路情報の収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

(3) 道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。

3 道路パトロールと緊急時の措置

(1) 道路パトロール

建設部は、参集した職員に応じてパトロール班を配置し、安全を確保できる範囲で異常時における要注意箇所を重点的にパトロールを実施する。この際、タイムライン運用時においてはゼロ・アワーを考慮した行動を心掛ける。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対応

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれの有る場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設部にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

ウ 市民への周知

前記の災害が付近の市民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに市民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

4 緊急輸送道路の確保

輸送道路が、被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

■市民が実施する対策

---

1 交通規制時の行動

車両の通行が禁止される等の交通規制が実施された場合、一般車両の運転者は、車両を規制外移動する等、緊急車両や輸送車両等の通行に支障とならないようにしなければならない。

## 第2節 公共土木施設被災時の応急対策

【主担当部：建設部、農林水産部、総務部】

### 第1項 活動方針

○ 市民の生命・身体の保護を図るため公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで二次災害を防止する。

### 第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急対策）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
道路・橋梁にかかる 応急対策	建設部、 農林水産部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、 道路管理者等）
土砂災害発生時の 応急対策	建設部、 農林水産部 総務部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、 道路管理者等）
港湾施設・漁港施設 にかかる応急対策	建設部、 農林水産部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、 漁業関係機関等）
農業用施設にかか る応急対策	農林水産部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、 農業関係機関等）
林業用施設にかか る応急対策	農林水産部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、 林業関係機関等）
漁業用施設にかか る応急対策	農林水産部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、 漁業関係機関等）

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 道路・橋梁にかかる応急対策

##### (1) 被害情報の収集

「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 ■市が実施する対策 2 道路交通情報・被害情報の収集」(P4-26~27)に準じて、緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

##### (2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

## 2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

また、被害が拡大し、さらに重大な土砂災害につながるおそれが認められる場合は、土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市民に周知するための措置を講ずる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、県等に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を国土交通省に依頼するよう要請する。

## 3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策

### (1) 被害情報の収集

高潮・高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

### (3) 施設利用者及び市民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、市民等へ周知する。

## 4 農業用施設にかかる応急対策

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

## 5 林業用施設にかかる応急対策

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

## 6 漁業用施設にかかる応急対策

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

### ■町内会等が実施する対策

---

#### 1 被害情報の提供

公共土木施設等の被災等を発見した場合は、速やかに市に情報の提供を行う。

### ■市民が実施する対策

---

#### 1 被害情報の提供

公共土木施設等の被災等を発見した場合は、速やかに町内会等や市に情報の提供を行う。

## 第3節 ライフライン施設被災時の応急対策

【主担当部：水道部】

### 第1項 活動方針

- 市上下水道、電気、LPガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目		主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
上下水道施設の 応急対策	被害状況の把握等	水道部	【発災直後】 発災後速やかに	・市内被害情報(総務部)
	被害の拡大及び二次災害の防止	水道部	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・市内被害情報(総務部)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 上水道施設(市管理)の応急対策

##### (1) 被害状況の把握等

発災後、市上水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努めるとともに、総務部へ報告する。

##### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被害箇所については、施設の重要度及び被害の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

#### 2 下水道施設(市管理)の応急対策

##### (1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努めるとともに、総務部へ報告する。

##### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被害箇所については、施設の重要度及び被害の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。



## ■その他防災関係機関が実施する対策

### 〈電気事業者の実施する対策〉

#### 1 災害対策活動の実施

##### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

##### (2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

##### (3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

### 〈L P ガス販売事業者の実施する対策〉

#### 1 緊急対策

- (1) 協会員及び市災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- (2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- (3) L P ガス使用者よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (4) その他、L P ガス消費設備の安全総点検を行う。
- (5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

### 〈石油商業組合の実施する対策〉

#### 1 緊急対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 組合員及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

### 〈固定通信事業者の実施する対策〉

#### 1 応急措置

##### (1) 各施設等に対する応急措置

###### ア 交換所

高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

### イ トラフィック疎通（そつう）状況、交換機等通信設備の監視強化

- (ア) 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- (イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

### ウ 屋外設備

屋外設備については、被害の可能性もあることから、このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

## 2 応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

### (1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

#### ア 対策

- (ア) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- (イ) テレビ・放送回線の救済
- (ウ) 一定期間の滞在が見込まれる指定避難所（津波避難所）への特設公衆電話設置

#### イ 復旧方法

- (ア) 移動無線機等の活用
- (イ) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- (ウ) 中継送路のマイクロ方式による救済
- (エ) 自家発電及び移動電源車の活用

### (2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

#### ア 対策

- (ア) 重要加入者及び重要専用線の救済
- (イ) 公衆電話の復旧
- (ウ) 孤立地域（集落）の通信途絶、解消

#### イ 復旧方法

- (ア) 屋外線、架空ケーブルの仮工事等による復旧
- (イ) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

### (3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

## 〈移動通信事業者の実施する対策〉

### 1 災害対策活動の実施

#### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

#### (2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集の実施
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等の実施

#### (3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 市民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

#### (4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

## 第4節 ヘリコプターの活用

【主担当部：総務部、消防部】

### 第1項 活動方針

- 風水害の発生により、市内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出・救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
県防災ヘリコプターの応援要請	総務部	【天候回復後1時間以内】 ヘリコプターによる活動でなければならない被害状況等が判明次第	・町内会等の被災状況 (町内会等、消防部)
自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請			
受入体制の準備	消防部	【天候回復後6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・ヘリポートの被災状況(町内会等、消防部、各施設管理者)

※「天候回復」とは、ヘリコプターの活動が可能な天候に回復した状況のことをいう。

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 県防災ヘリコプターの応援要請

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行うが、その概要は次のとおりである。

##### (1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するものについて市長が要請する。

ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。

イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

##### (2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話により、次の事項について連絡を行うが、事後速やかに様式第1号、防災ヘリコプター緊急運行要請書(P4-38・39)を知事に提出する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生場所の気象状況

- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

※ 緊急時応援要請連絡先

防災対策部 防災航空班 TEL 059-235-2555  
FAX 059-235-2557

【資料編：15 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表 (P83)】

## 2 自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請

「第4部 第1章 第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保」(P4-12)に基づき、県災対本部を通じて自衛隊、海上保安庁等に対し航空輸送の支援要請を行う。

## 3 受入体制の準備

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

### (1) 航空機派遣要請の受入れ準備

- ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の気象状況（風向・風速、天候等）をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課防災航空班）に連絡を行うこと。
- イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発炎筒をたいて着陸前に風向きを示しておくこと。
- ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのヘリポートの記号（図3：P4-37）を描き、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- エ 夜間は、着陸場にカンテラ等により着陸場所15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- オ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

### (2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートに指定された施設の管理者は市と連絡を保ち、現況を常に把握し、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに市を経て県（防災対策部 災害対策課）にその概要（略図添付）を報告すること。

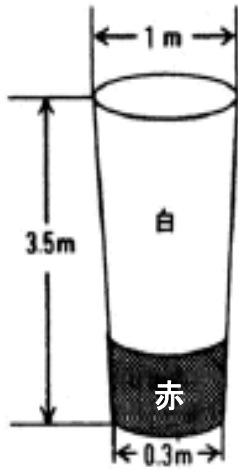
- ア 面積を変更した場合
- イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架設が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

(3) ヘリポートの設定について

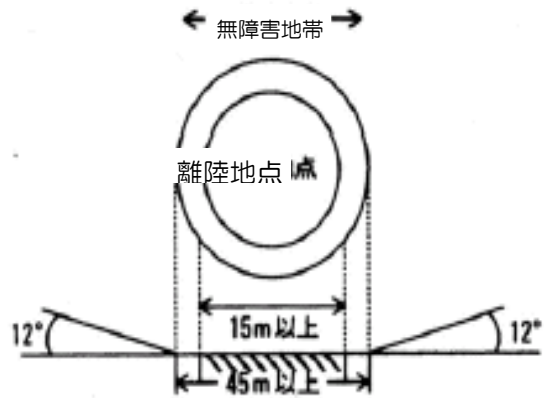
ヘリポートの設定にあたっては、次の事項に注意することとする。

- ア ヘリコプターの機能を事前に確認すること。ヘリコプターは風に向かって通常12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること
- ウ 四方に仰角9度（小型ヘリの場合は12度）の以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図2：P4-37）に示すとおりである。
- エ 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図1のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。
- オ 着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3：P4-37）
- カ 物資を大量輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること
- キ 大型車両等が進入できることが望ましい。
- ク 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること
- ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること

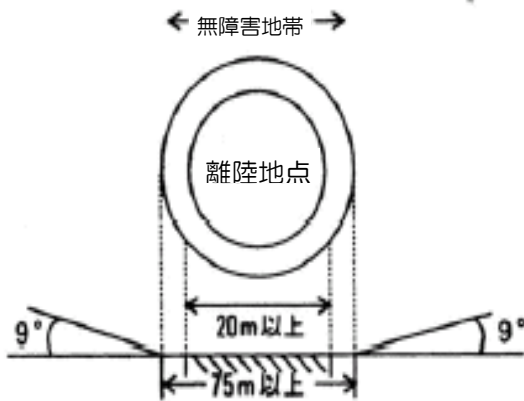
(図1) 吹き流し



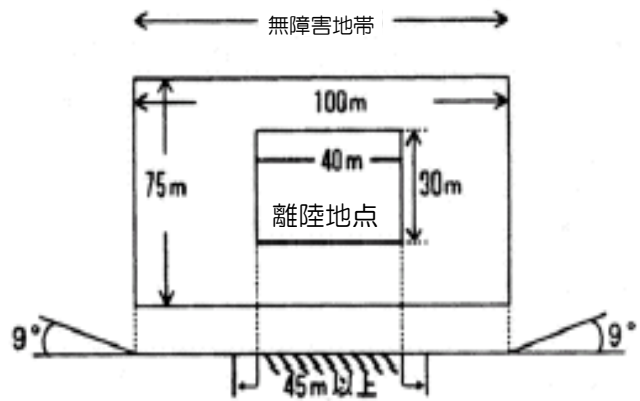
(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準  
 a 小型機の場合



b 中型機の場合

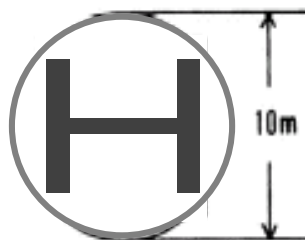


c 大型機の場合



※離陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

(図3) ヘリポート



様式第1号（第5関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	電話 発信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送 (品名数量 ) その他 ( )		
4 発生場所及び発生時間	市 町	年 月 日	地内 午前・午後 時 分 (発生時間) (目 標) (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 視程	風向 m 気象予警報 (	風速 気温 警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 デジタル (主運用波・統制波 1 2 3 ) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	* 災害の状況、要請する活動の内容、受入れ体制を記述する。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入する。)
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付する。

受信者	
-----	--

三重県防災航空隊 電 話 059-235-2555  
 緊急要請専用 059-235-2558  
 衛星系防災ファックス 8-145



9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名	生年月日 年齢	歳	性別	
	症状					
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び標	搬送先所在地及び標			
	同乗者	医師及び看護師氏名		関係者氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配		
	受入病院	所在地称		連絡先	電話	
	搬送先消防本部 担当者		消防本部 氏名		課	電話

10 必要資機材	
11 他航空機の要請	(有・無) 機関名 要請機数 機
12 その他必要事項	

\*以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 デジタル (主運用波・統制波 1 2 3 ) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)

## 第3章 救助・救急及び医療・救護活動

### 第1節 救助・救急活動

【主担当部：消防部】

#### 第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は風水害から市民の生命・身体を保護する。
- 風水害により、各地域で甚大な被害が発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター、ドクターヘリ等を有効に活用する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
救助・救急活動の実施及び調整	消防部	【発災後3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (町内会等、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
活動拠点等の確保	消防部	【発災後12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況 (町内会等、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
資機材の調達等	消防部	【発災後12時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(町内会等、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台)
惨事ストレス対策	消防部	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態(各部)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 救助・救急活動の実施及び調整

###### (1) 救助・救急活動の実施

市は、消防機関及び消防団等市の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は県や他の市へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

###### (2) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を様式1(P4-42)により要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を様式2(P4-43)により要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請す

る。

### (3) 協定に基づく応援出動

他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

## 2 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

## 3 資機材の調達等

必要に応じ、消防団協力事業所をはじめ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

## 4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

---

### 〈自衛隊の実施する対策〉

#### 1 災害派遣要請に基づく救助活動

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。  
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

### 〈海上保安庁の対策〉

#### 1 応急措置の実施要請に基づく救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。  
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。  
県から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

#### 1 初期救助活動

被災地の市民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

## 三重県内消防相互応援要請連絡

第	報
令和 年 月 日	日

三重県知事 様

鳥羽市長

### 三重県内消防相互応援隊の応援要請連絡について

次のとおり三重県内消防相互応援隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分					
災害発生場所	鳥羽市					
災害の種別・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	令和 年 月 日 時 分					
必要応援隊 (応援の必要がある隊名に○をし、希望する隊数を記入する)	隊 種 別					
	近隣応援		希望隊数			隊
	消 火 小 隊		特殊 災害 中隊	毒劇物等対応小隊		
	救 助 小 隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	救 急 小 隊			密閉空間火災等対応小隊		
	航 空 隊		特殊 装備 中隊	遠距離大量送水小隊		
	後方支援小隊			震災対応特殊車両小隊		
	通信支援小隊			水難救助小隊		
	水 上 小 隊			消防活動二輪小隊		
	特に指定なし			その他 ( )		
その他の情報 (必要敷材、装備等)						
連絡 責任者	区 分	担当課	職	氏 名	電話番号・FAX 番号	
	鳥羽市				TEL FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1 - 2

## 応援等要請のための連絡事項

第	報
令和 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は三重県知事) 殿

鳥羽市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	三重県 市 町
応援等要請日時	令和 年 月 日 時 分
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	原子力施設等 無 被害
	石油コンビナート等 無 被害

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要な隊数が分かる場合は、隊数を記入

出動可能な全隊	
指揮隊	後方支援小隊
消火小隊	通信支援小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊
	特殊災害小隊
	遠距離大量送水小隊
	消防活動二輪小隊
	震災対応特殊車両小隊
	水難救助小隊
	その他 ( )
その他参考となるべき事項 (必要敷材等)	

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入

指揮	総括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊	NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊		
部隊	航空後方支援小隊		
その他参考となるべき事項 (必要敷材等)			

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 第2節 医療・救護活動

【担当部：健康福祉部】

### 第1項 活動方針

- 発災後は、志摩医師会等の関係機関を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援を踏まえた、医療・保険・福祉の連携を図る。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	被害状況(医療機関、医師会、保健所、町内会等)
医薬品等の確保	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療・救護活動	健康福祉部	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	活動状況(医療機関、医師会、保健所等、町内会等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握するとともに、伝達に努める。

#### 2 医薬品等の確保

- (1) 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料等は、志摩医師会及び鳥羽志摩薬剤師会等と連携して確保する。また、医療救護に必要な医薬品等が確保できない場合、県に対して医薬品等の提供の要請を行う。
- (2) 市外からの救急医療物資は、市内の物資拠点に集積し、救護所等に搬送する。

#### 3 医療・救護活動

##### (1) 医療救護班の編成

被災地の現場において、医療の必要があるときは、志摩医師会の協力を得て、編成された医療救護班を派遣し行う。

##### ア 医療救護班の編成基準

医師(班長)、看護師その他補助要員

※班長は、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

イ 医療救護班等の派遣及び配置調整

- (ア) 医療救護班の配置調整については、志摩医師会の助言を得て行うことができる。
- (イ) 災害発生直後においては、市長からの派遣要請を待たなくても、編成協力医師等の判断で自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

ウ 医療救護班等の連絡体制

医療救護班等の連絡体制については、緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請

市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件によって一定ではないが、原則として次の方法によるものとする。

ア 医療救護班等の派遣による実施

(ア) 救護所

設置時期	災害発生直後数日間
設置者	鳥羽市
設置場所	災害の様態に応じて、避難所の中から志摩医師会と協議し、適切な場所に設置
業務	<p>救護所は原則として医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）を行うものとし、必要に応じ中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽傷患者で医師の治療を必要とする者の処置を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重症患者・中等症患者・軽症患者の振り分け（トリアージ）</li> <li>2 医師の治療を必要とする軽症患者の処置</li> <li>3 必要に応じた重症患者・中等症患者の応急処置</li> <li>4 救護病院等への収容指示（患者搬送手配）</li> <li>5 死体の確認・一時保管・遺体安置所への搬送手配</li> <li>6 医療救護活動の記録</li> </ol>

イ 市内の医療機関による実施

救護所の設置もしくは医療救護班等が到着するまでの間に医療を実施することが適切でないときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

ウ 市周辺の救急病院等の医療機関による実施

市内での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急医療等の医療機関の協力を得て実施する。

エ 災害拠点病院による実施

市内の被災地が広範囲にわたる場合もしくは地域の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。

オ 患者搬送及び収容の実施

医療救護班等または市内の医療機関で対応できない重篤患者等を、医療が可能な市周辺の救急病院等の医療機関に搬送し、医療を実施するものとする。

また、市内及び市周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

上記によってもなお、受け入れが困難な透析患者等について、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受け入れ可能な地域への移送を行う。

## カ 応援等

医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県に対して医療救護班等の派遣要請を行う。

### (3) 災害時こころのケア活動

#### ア 情報収集・情報発信・精神保健ニーズの把握

被災地域・避難所における精神保健に関する情報収集及び情報発信、ニーズの把握を行う。

イ 必要に応じ県に対し、助言・資料提供及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を要請する。

## ■その他防災関係機関が実施する対策

---

### 1 医療・救護活動

#### (1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

#### ア 医療機関による方法

(ア) 医療機関は、施設及び設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

(イ) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

### 2 負傷者の搬送

消防機関は、要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」(P2-33)により応急的に措置するものとする。

また、緊急があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

### 1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。



## 第4章 緊急避難対策

### 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営

【主担当部：総務部、税務部、消防部】

#### 第1項 活動方針

- 発令基準に基づく避難情報を発令した場合は、あらゆる手段を尽くして市民へ伝達する。
- 県及び災害時相互応援協定市町の協力を得て、広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、地区指定員及び税務部が連携して避難所の開設・運営を支援する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
避難情報の伝達	総務部	【発災のおそれがある場合】 避難情報基準に基づく事象発生後速やかに	・大雨警報(土砂災害)等 (津地方気象台、県等)
避難所(一次避難)の開設及び避難誘導	総務部 税務部 消防部	【発災直後】 避難情報 発令後速やかに	・大雨警報(土砂災害)等 (津地方気象台、県等)
避難所(二次避難)の開設及び運営支援	総務部 税務部	【住居被害判明後】 住居被害者判明後速やかに	・避難所の開設、支援要請情報等 (避難所、地区指定員、町内会等)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 避難情報の市民への伝達

###### (1) 避難情報の発令

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の市民に対して避難のための警戒レベル4（避難指示）を発令する。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。

また、警戒レベル4（避難指示）のほか、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）や警戒レベル5（緊急安全確保）を発令し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域の市民が避難できるよう周知のため必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水の恐れがある場合についても同様の措置をとるものとする。

### ア 市長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。（基本法第60条）

### イ 避難情報の発令にかかる市長不在時の対応

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難情報の発令にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

### ウ 避難情報の内容

避難情報は「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）」に基づき、次の項目を伝達する。

- (ア) 警戒レベルととるべき行動
- (イ) 避難情報の種類
- (ウ) 災害が切迫（又は発生）している、状況・場所
- (エ) 市民のとるべき行動

### エ 避難情報の発令

広く市民並びにその他関係のある公私の団体に対して避難行動の開始又は準備を呼びかけ、高齢者、障がい者等の要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、避難所の受入れ体制を整えるべく配慮する。

この際、夜間等に避難をすることでかえって危険な状況になることも考慮して発令の時期を決定する。

### オ 避難情報の解除

市長は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

## (2) 避難情報の市民への伝達方法

### ア 関係機関の連携体制の構築

避難情報を発令したときは、県及び関係防災機関に通知し、市民への避難情報の周知徹底を図るための協力体制を速やかに構築する。

### イ 市民に対する伝達

#### (ア) 市民への伝達方法

避難情報を発令したときは、関係防災機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- a 防災行政無線、とばメール、エリアメール、サイレン、広報車等による周知する。
- b 避難の周知に必要と認められる場合は、県災対本部に対し、防災ヘリコプターや放送関係機関への放送を要請する。
- c 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者への避難情報の提供を行う。

#### (イ) 避難のサイレン

災害により危険区域内の市民に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

余韻防止付 サイレン信号	30秒サイレン音	5秒休止	30秒サイレン音	5秒休止
-----------------	----------	------	----------	------

※信号にあたっては、適当な時間継続する。

## 2 避難所(一次避難)の開設及び避難誘導

### (1) 避難所(一次避難)の開設

大雨警報等の発表により、警戒レベル3以上が発令された場合、地区指定員は一次避難として指定した指定緊急避難場所を開設する。ただし、地区指定員による開設が困難な避難所については町内会等との調整により協力を求める。

### (2) 避難誘導

災害が想定される地域における避難所(一次避難)への避難誘導においては、当該地区の消防団と町内会長等が協力して行う。

### (3) 避難所への避難

避難所への避難は徒歩を原則とする。

ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ない場合で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等で避難する。

## 3 避難所(二次避難)の開設及び運営支援

### (1) 避難所(二次避難)の開設

住家等の被害により、避難所での生活を必要とする者が出た場合、状況に応じて指定した指定避難所(津波避難所)を開設する。

ア あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設でも、土砂災害等の危険箇所等を考慮し、管理者の同意を得て避難所あるいは福祉避難所として開設するとともに、その受入状況に応じて、宿泊施設を借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

### (2) 避難所に収容する対象者

ア 住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

イ 避難所の収容能力を超過、又は著しい偏りが発生した場合は、帰宅困難者支援協定を結ぶ宿泊事業所に対し協力を依頼するとともに、居住地近傍以外の避難所に分散している避難者については、町内会・自治会毎の避難所への移動を促す。

### (3) 避難所の設置及び収容状況の報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員(避難所別)

ウ 開設期間の見込

### (4) 避難所の運営及び管理の支援

市は避難所の適切な運営及び管理のため、次のことに留意して支援を行う。

ア 避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう支援するとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設置する等の対策を講じる。

- イ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- ウ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- エ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

#### (5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

---

#### 1 避難の指示等

##### (1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「■市が実施する対策 1 避難情報の伝達」(P4-47・48)を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市長に報告する。(基本法第61条)

##### (2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。(自衛隊法第94条)

#### 2 避難情報の市民への広報（報道機関）

市長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域の市民に避難情報を周知徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

### ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

#### 1 適切な避難行動の判断

市から避難情報が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、自宅の2階等安全な場所に退避する、最寄りの避難場所等に避難するなど、各自の判断により安全を確保するために適切な避難行動をとる。

#### 2 市民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の市民に”声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。  
また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ない場合は、自家用車等で避難を行う。

### 3 避難行動要支援者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

### 4 避難者の避難所運営の協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

自主防災組織・町内会等は、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、地区指定員は開設当初に支援するが、避難所の運営主体は町内会等であるため、避難所運営委員長は必要に応じて、市に対し支援を求める。
- (2) 食料等の配布にあつては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを市に要請する。
- (3) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- (5) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- (6) 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。
- (7) 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。

### 5 要配慮者への支援

避難所の運営にあつては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

### 6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

【担当部：健康福祉部】

### 第1項 活動方針

- 市民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 市は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握	健康福祉部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (町内会等、要配慮者関連施設)
避難行動要支援者・要配慮者の被災状況把握・避難支援及び生活環境の確保	健康福祉部	【発災24時間以内】 避難行動要支援者・要配慮者の状況把握次第	・避難行動要支援者・要配慮者の被災状況 (避難支援等関係者(民生委員、町内会等))
避難所での生活が困難な要配慮者対策	健康福祉部	【発災24時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・要配慮者の被災状況 (避難所、町内会等)
要配慮者の保健・福祉対策等	健康福祉部	【発災24時間以内】 避難所等から要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容 (避難所、町内会等)
外国人支援	健康福祉部	【発災24時間以内】 外国人の状況把握次第	・外国人の被災状況(避難所、外国人関連施設、町内会等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

災害発生後、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿を活用して、要配慮者関連施設及び福祉避難所の被災状況の把握に努める。

#### 2 避難行動要支援者・要配慮者の被災状況把握・避難支援及び生活環境の確保

##### (1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者(民生委員、町内会等)の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努め避難行動支援等を行う。

##### (2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保等、福祉サービスの提供等に援助活動を行う。

### 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保し生活の支援を行う。

### 4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

### 5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

※災害救助法の適用を受ける大規模災害においては「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書（R2.2.10）」に基づき、別表「災害時における宿泊施設の提供要請書」[\(P4-54\)](#)により、知事に要配慮者（専門的な介護が必要な者を除く）のための宿泊施設の提供を要請する。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

### 1 地域・市民等による取り組み

市民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

### 2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域・市民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

【別表】

別記様式第1号（協定第4条関係）

災害時における宿泊施設の提供要請書

第 年 月 日 号

三重県知事 ○○ ○○ 様  
（子ども福祉部 子ども福祉総務課）

鳥羽市長

このことについて、災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の支援について協力をお願いします。

記

1 要請する理由

2 要請する内容

内 容	期 間	地 域	要配慮者等 の人数	備 考



## 第3節 学校・保育所等における児童・生徒等の避難対策

【担当部：教育部、健康福祉部】

### 第1項 活動方針

○ 風水害発生時には、学校・保育所等関係者、防災関係機関が協力して、児童・生徒等の安全確保にあたる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	【発災1時間以内】 風水害被害の発生の可能性が高まる前	・気象情報(津地方気象台)
学校・保育所等の被害状況等の把握・情報提供	教育部 健康福祉部	【発災1時間以内】 発災後、速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(学校・保育所等、防災関係機関)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 避難場所への誘導状況や児童・生徒等の安否状況の確認

児童・生徒等に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、児童・生徒等の避難場所への誘導状況や児童・生徒及び教職員の安否状況を確認する。

#### 2 学校・保育所等の被害状況等の把握・情報提供

学校・保育所等の被害状況を各学校等から収集・整理して、県災害対策本部へ報告する。

#### ■学校・保育所等が実施する対策

#### 1 児童・生徒等の下校又は保護継続の措置

児童・生徒等の下校は、台風接近時や大雨時等風水害被害の発生が高まる時間帯を避け、極力早期の安全な時間帯を行うことを原則として、あらかじめ定める学校安全計画等に従い判断するものとし、下校措置に当たっては、集団下校や保護者と連絡を取ったうえでの教職員等による引率又は学校・保育所等での保護者への直接引き渡しを図る等、児童・生徒等の安全な下校に万全を期す。

なお、保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない児童・生徒等については、風水害の程度に応じ、保護者に引き渡せる状況になるまで学校・保育所等で保護する。

災害の状況によって全児童・生徒等を学校・保育所等で保護する必要がある場合には、的確に保護の内容を保護者に連絡する。

## 2 児童・生徒等の避難対策

### (1) 児童・生徒等の避難誘導

学校・保育所等は、避難情報の発令、学校・保育所等の被災等により学校・保育所等から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿等の非常持ち出し品を携行する。(あらかじめ指定された者がいない場合は、代わりの者を指定し適切に対応させる。)

### (2) 児童・生徒等の安否確認

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

### (3) 被災状況の把握と報告

学校・保育所等は、児童・生徒等の避難、児童・生徒等及び教職員等の安否確認を行った後、直ちに学校施設等の被災状況と併せ、あらかじめ指定された手段で速やかに市に報告する。

### (4) 保護者等への安否情報の提供

学校・保育所等は必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者等へ児童・生徒等の安否情報を提供するよう努める。

### (5) 児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、保護者等に連絡の上、帰宅経路等の安全確認をしたうえで下校させる。

なお、保護者等と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても保護者等がいない児童・生徒等は、保護者等に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校・保育所等の保護下に置く。

## 第4節 観光客・帰宅困難者の安全確保

【担当部：観光商工部】

### 第1項 活動方針

○ 市は、観光客等の帰宅困難者の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を講じる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
観光客等の 帰宅困難者支援	観光商工部	【発災 24 時間以内】 帰宅が困難と判断したとき	・帰宅困難者、交通運行状況 (帰宅困難者受入協定施設、市観光協会、観光事業者等、公共交通機関)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

##### 1 観光客等の帰宅困難者支援

###### (1) 災害時の公共交通機関及び観光施設等の運行・運営状況の確認及び情報共有

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有を図る。

###### (2) 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

帰宅困難者受入協定施設、市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信を行う。

###### (3) 観光客等の帰宅困難者の避難誘導

帰宅困難者受入協定施設、市観光協会等の観光関係団体、観光事業者、公共交通機関及び市民と連携した観光客等の帰宅困難者の避難誘導を図る。

###### (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ

帰宅困難者受入協定施設、市観光協会等の観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、帰宅困難者一時受入を要請する。

#### ■帰宅困難者受入協定施設、観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

##### 1 情報の共有

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有を図る。

##### 2 観光客等の帰宅困難者の避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

帰宅困難者受入協定施設、観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等で帰宅困難者の避難状況等及び避難誘導等の情報収集や発信を行い、市へ報告する。

##### 3 観光客等の帰宅困難者の避難誘導

各団体及び各事業者で帰宅困難者の避難誘導を行う。

##### 4 観光客等の帰宅困難者一時受入への協力

(1) 各団体及び各事業者で帰宅困難者への情報提供を行う。

(2) 各団体及び各事業者で安否確認のための体制整備を行う。

5 備蓄食料の提供

各団体及び各事業者で備蓄食料の提供を行う。

6 代替輸送

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送を行う。

## 第5章 特定自然災害対策

### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

【主担当部：総務部、建設部、環境部、農林水産部】

#### 第1項 活動方針

- 津地方気象台と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 市民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
局地的大雨対策		【発災のおそれがある場合】 局地的大雨が発生した場合	・今後の雨(降水短時間予報)、大雨注意報・警報、雨雲の動き、キキクル等 (津地方気象台)
竜巻等突風対策	総務部 建設部 農林水産部	【発災のおそれがある場合】 竜巻注意情報が発表された場合	・竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト(津地方気象台)
雪害対策	総務部 建設部	【発災のおそれがある場合】 大雪警報が発表された場合	・今後の雪(降雪短時間予報) (津地方気象台)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、道路が冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

##### (1) 道路の適切な管理(建設部)

市管理道路について、浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

##### (2) 排水ポンプによる排水(建設部、農林水産部)

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

##### (3) 情報収集・伝達・共有(総務部)

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、河川水位等の情報提供を受けて避難情報の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

また、気象庁が提供する「記録的短時間大雨情報」、「雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)」、「今後の雨(降水短時間予報)」や「キキクル(危険度分布)」により、雨雲の状況や土砂災害の危険度等を随時確認して、これらの情報の庁内での共有を図る。

(4) 市民への注意喚起（総務部）

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない、必要に応じて早期の避難を検討する等、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、必要に応じその都度、広報とば・市ホームページ・とばメール・防災行政無線等により市民等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、竜巻が発生する可能性が高まった場合、又は竜巻が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 市民への注意喚起（総務部）

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認し、必要に応じて適宜、とばメール・防災行政無線等適切な方法で市民等へ情報を伝達する。

(2) 災害がれき処理（環境部）

市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(3) 道路の応急復旧（建設部）

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

市内で大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。

このため、雪害が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 市民への注意喚起（総務部）

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は必要に応じ、とばメール・防災行政無線等適切な方法で市民等へ情報を伝達する。

(2) 道路除雪（建設部）

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策（建設部）

道路管理者は、大雪による車両滞留を防止するため、警察その他の関係機関と情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関との協力（総務部、建設部）

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

## ■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。

### 1 局地的大雨対策

#### (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「警報・注意報」「雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）」、「今後の雨（降水短時間予報）」、や「キキクル（危険度分布）」「川の防災情報」などの防災気象情報により、局地的大雨による道路の冠水・河川の氾濫や土砂災害が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、早期避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

※「第2部 第6章 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

■市民・事業者等が実施する対策<局地的大雨対策>

【図 三重県道路冠水箇所一覧表】（P2-61）を併せて参照

#### (2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

#### (3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

### 2 竜巻等突風対策

#### (1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、<気圧の変化で>耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

#### (2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

##### ア 屋内での退避行動

- (ア) 窓や、ドア、外壁から離れる。
- (イ) 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- (ウ) 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

### イ 屋外での退避行動

- (ア) コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- (イ) 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- (ウ) 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

## 3 雪害対策

### (1) 大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や「今後の雪（降雪短時間予報：6時間予報）」などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

※積雪・凍結した道路をタイヤチェーン等の有効なすべり止め措置を講じないで走行した場合、三重県道路交通法施行規則 第16条・第5号による法令違反（5万円以下の罰金）となる。

### (2) 雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。